前十年内事業年度で同項	「被合併法人等十年前事業年度開始日	当該被合併法人等十年前事業年度開始日	合併法人等十年前事業年度開始日の	前十年内事業年度ごと	事業年度開始の日から	、同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業年度（当該被合併法人等の設立の日の属する事業年度開始の日の前日の属する事業年度をいう。）から当該被合併法人等の設立の日の前日までの期間を当該法人の事業年度とみなして、同項の規定	法人税法	第八条の十六の二	
前九年内事業年度で読替え後の法第五十三条第五項	「被合併法人等九年前事業年度開始日	当該被合併法人等九年前事業年度開始日	合併法人等九年前事業年度等開始日の	法第五十三条第五項の適格合併の日前九年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと	事業年度又は連結事業年度開始の日から	て、読替え後の法第五十三条第五項の規定	読替え後の法人税法	係る読替え後の法人税法	同条第五項の規定により読み替えられた前項

6　四年新法第五十三条第七項の法人に同項の法人の同項に規定する合併等事業年度開始の日前十年以内に開始する連結事業年度がある場合における新令第八条の十六の五（次項又は第八項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条中「開始した事業年度」とあるのは「開始した事業年度又は連結事業年度（当該）」と、「事業年度（当該）」とあるのは「事業年度又は連結事業年度（当該）」と、「合併法人等十年前事業年度開始日」と、「合併法人等十年前事業年度開始日の」とあるのは「合併法人等十年前事業年度等開始日の」と、「前十年内事業年度ごと」とあるのは「同項の適格合併の日前十年以内に開始し、又は同項の残余財産確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は連結事業年度ごと」と、「属する事業年度開始」とあるのは「属する事業年度又は連結事業年度開始」とする。

7　施行日前事業年度において生じた欠損金額（次項の欠損金額を除く。）に係る控除対象合併等前欠損調整額（四年新法第五十三条第九項に規定する控除対象合併等前欠損調整額をいう。次項において同じ。）についての次の表の第一欄に掲げる法令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
四年新法	第五十三条第七項	同条第六項又は同法	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第五項の規定により読み替えられた法人税法（以下この項において「読替え後の法人税法」という。）第五十七条第六項又は法人税法	、読替え後の法人税法
			（この項	、同法
			次項	ついて同法
			ついて読替え後の法人税法	地方税法施行令改正令附則第三条第七項の規定により読み替えられた次項
	第五十三条第八項	、前項	、地方税法施行令改正令附則第三条第七項の規定により読み替えられた前項	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条において「地方税法施行令改正令」という。）附則第三条第七項の規定により読み替えられたこの項
	第五十三条第十項	第八項	地方税法施行令改正令附則第三条第七項の規定により読み替えられた第八項	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下この条において「所得税法等改正法」という。）附則第二十条第五項の規定により読み替えられた法人税法（以下この条及び次条において「読替え後の法人税法」という。）第五十七条第二項又は所得税法等改正法附則第二十条第一項
新令	第八条の十六の三第一項	同条第二項	法人税法第五十七条第四項、第五項又は第九項	読替え後の法人税法第五十七条第四項若しくは第九項又は法人税法第五十七条第五項